

# アルバイト規定

## <特別許可について>

1 アルバイトは原則として禁止する。特別な事情によりアルバイトが必要な場合は、許可を申請し、学年、生徒指導部でその理由を検討し審議する。さらにアルバイト規定を厳守することを保護者・本人と確認でき、校長の許可を受けた場合に限りアルバイトを行うことができる。

## 2 アルバイトにおける規定

ア 学校活動（部活動、課外授業、居残りの補習等）を優先とする。

イ アルバイトは原則として1年生の夏休み以降とする。

※3年生については6月以降、進路等の事情に応じて実施することを認める場合がある。

ウ 仕事内容は高校生のアルバイトの範囲を超えないものとする。

（居酒屋、カラオケボックス、ゲームセンターなど、危険が伴う業種は不可）

エ アルバイト中は必ず許可証を携帯し、求めがあれば速やかに提示する。また、紛失した場合には直ちに生徒指導部に届け、再交付を受ける。

※アルバイト許可は年度毎に更新する。

オ アルバイトの勤務時間は、午後8時までとする。（休日の勤務時間は8時間以内）

カ 考査1週間前から考査最終日前日までは、理由の如何を問わず、アルバイトは禁止する。

キ アルバイトで得た収入については、申請理由から外れないよう適切に使用する。

ク 仕事上、知り得た事柄については守秘義務を徹底する。

## 3 アルバイトに関する注意事項

ア 学期内の欠席が3日以上、又は遅刻が3日以上となった場合は許可を取り消すこともある。

イ 各学期成績で欠点が1つでもある場合は許可を一時停止または取り消すこともある。

ウ 服装頭髪検査で2回以上不合格があった場合は、一定期間アルバイトの中止もしくは取り消すこともある。

エ 生徒指導上、問題行動（日常生活の乱れ等）があった場合、許可を取り消すこともある。

オ 許可を得ずアルバイトを行った者については別途指導を行う。

カ アルバイトを申請期間内で終了した場合には、生徒部アルバイト係まで報告し、許可証を返却する。

## 4 アルバイト申請の手続き

ア 生徒が、担任にアルバイトをしたい旨を相談する。担任は保護者に連絡を取り、家庭状況などを聞き、どうしてもアルバイトが必要かを訪ねる。担任が必要であると認めた場合は、アルバイト許可申請書を生徒に渡す。該当生徒の学年部で協議する。その後生徒指導部で協議する。

イ 協議の結果、アルバイトの許可ができるならば、アルバイト許可願を生徒に渡す。

ウ アルバイト許可願が提出されたら、5者面談（生徒・保護者・担任・生徒指導部係・生徒指導

主事) を実施し、保護者が条件を確認し了承後、生徒指導部よりアルバイト許可証を生徒に渡す。

※申し出(保護者) → 申請書の提出 → 学年・生徒部で審議 → 許可願の提出 → 5  
者面談→許可書発行

#### <長期休業中および3年生の家庭学習期間におけるアルバイトの許可について>

長期休業中および3年生の家庭学習期間は特別な事情がなくとも、学校生活や態度が良好であると認められた生徒はアルバイトを行うことができる。但し学期成績で欠点がなく、補講等に該当しない場合とする。

※アルバイトにおける規定及び注意事項は前述の規定(2)、(3)に準じる。